

令和8年6月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

食材料費高騰等を踏まえ、厚生労働省において入院時の食事療養費が見直され令和8年6月1日より下記の通り施行となります。

なお、価格改定は全国の医療機関一律で行われます。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

[入院時1食あたりの負担額]

区 分		令和8年5月31日まで	6月1日から
①	一般の方	510円	➡ 550円
②	住民税非課税の世帯に属する方 (③を除く)	過去1年間の入院期間が90日以内	240円 ➡ 270円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円 ➡ 220円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の方	110円	➡ 130円